

高松市あんしん通報サービス事業（外出型）仕様書

1 事業の趣旨及び概要

高松市（以下「市」という。）が、高松市あんしん通報サービス事業（外出型）（以下「事業」という。）の実施により、在宅のひとり暮らし高齢者、重度身体障害者等（以下「利用者」という。）に対し、生活における不安の軽減や急病、災害その他緊急時に迅速かつ適切な対応を図るとともに、見守り体制を整備するため、事業の登録承認を受けた者（以下「登録事業者」という。）が外出時に携帯できる緊急通報装置（以下「装置」という。）による、緊急通報システムに係るサービス（以下「サービス」という。）を提供するため、次の事業内容を実施するものとする。

2 支給額等に関すること

市は、利用者と登録事業者が契約した装置の初期費用の額（その額が6,600円を超えるときは、6,600円とする。）を支払うものとする。

- （1）初期費用は、加入料、登録料、及びこれに準ずるものとする。
- （2）市からの支払は、利用者1名につき1回限りとする。
- （3）登録事業者が提供するサービスに要する費用及びオプション等、その他の費用については支給対象外とする。

3 利用者との契約に関する事項

- （1）装置は利用者1名につき装置1台に限る。
- （2）装置の納品、撤去、き損、紛失、点検、修理等に係る費用は、利用者との契約に基づき、適切に行うこと。

4 登録事業者の業務内容

- （1）24時間、利用者からの緊急・相談・契約に含まれるサービス通報を受信し、迅速かつ適切な処置を講ずるとともに、必要に応じて利用者の緊急連絡先への連絡を行うこと。
- （2）相談業務を適切かつ安定的に実施できるよう、各種の相談に応じて、適切な助言及び情報を提供するための必要な知識・経験等を有する保健、医療、福祉等の専門職を配置し、相談者の相談内容を十分に聴取した上で、相談者が理解できるよう親切・丁寧な助言及び情報を提供すること。
- （3）利用者から駆けつけの出動指示があった際は、速やかに適切な対応を行うこと。な

お、その費用については、利用者との契約に基づき、適切に行うこと。

(4) 装置の通報先変更や装置の保守は、必要に応じて速やかに行うこと。なお、その費用については、利用者との契約に基づき、適切に行うこと。

(5) 納品、契約等の業務完了後、隨時、業務完了届及び市負担分の請求書を市に提出すること。

(6) 市負担分（初期費用）を除く利用者負担分（実費）は、直接、利用者に請求すること。

(7) 利用者との契約を解約した場合、市に連絡すること。

5 通報を受信する受信センター等について

(1) 受信センターは24時間の受信体制とし、緊急通報・相談通報・契約に含まれるサービス通報に対し確実に対応でき、複数の通報を受信した場合にも同時かつ適切な対応が可能であること。

(2) 受信システム装置等の設備に関する故障、停電等の対応を定め、その対応が出来ること。また、回線不通、停電等の際にも対応ができるように複数の受信センターを有するなど、バックアップ体制が確立できていること。

(3) 通報受信の際、受信システムにより瞬時に利用者個人の情報が確認でき、それ以外にも台帳を整備していること。また、その情報の保護規定を設けており、かつ通報受信記録を残せること。

(4) 夜間、休日、災害等で第一受信センターの閉鎖時にあっても受信が可能であること。

(5) オペレーター対応マニュアルを整備し、オペレーターは利用者からの相談に対応できるよう配置していること。

(6) 通報受信（災害時の緊急通報を含む。）に対しては、必要とされる対応を行うこと。

6 事業利用の装置

装置は、次の機能をすべて有する装置とする。また、装置を利用できる者は、充電が出来る環境の者で、ペースメーカー等医療機器を利用していない者とする。

(1) 装置は、緊急・相談時に対応可能な機能（ハンズフリー機能等）を有し、ボタンを押す動作、ストラップを引っ張る等簡易な動作により受信センターにつながること。

(2) G P S機能を有し、所在確認ができるもの。

(3) その他必要と認められる機能

7 市発注の業務における労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保について

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

8 権利義務の譲渡等

事業の実施により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、業務の一部について、事前に、市の承認を得た場合は、第三者に委託し、又は請け負わすことができる。